

労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく
教育の適切かつ有効な実施を図るための指針に関
する公示

安全衛生教育指針公示第6号

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第60条
の2第2項の規定に基づき、危険又は有害な業務
に現に就いている者に対する安全衛生教育に関す
る指針の一部を改正する件を次のとおり公表する
。

令和3年3月17日

厚生労働大臣 田村 憲久

- 1 名称 危険又は有害な業務に現に就いている
者に対する安全衛生教育に関する指針の一部
を改正する件
- 2 趣旨 労働安全衛生法第60条の2第2項の規
定に基づき、安全衛生教育指針公示第1号（平
成元年5月22日）として公表した危険又は有害
な業務に現に就いている者に対する安全衛生
教育に関する指針の別表の14に掲げる教育に
ついて、科目の範囲を追加し、時間を拡充等す
るものである。
- 3 適用日 令和3年4月1日
- 4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホームペー
ジ（<https://www.mhlw.go.jp/index.html>）に
おいて閲覧に供する。また、厚生労働省労働基
準局安全衛生部安全課及び都道府県労働局労
働基準部安全主務課において閲覧に供する。